

令和 6 年度 千曲農業振興地域整備計画基礎調査支援業務委託 プロポーザル審査要領

本審査要領は、「令和 6 年度 千曲農業振興地域整備計画基礎調査支援業務委託」に関するプロポーザルの審査に関する事項を以下に定めます。

1. 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和 6 年度千曲農業振興地域整備計画策定に係る基礎調査支援業務委託における公募型プロポーザル実施要領」に規定する資格要件を満たす者。
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した者。
- (3) 実施要領により、適正に書類を作成した者。

2. 審査の項目及び点数

総合点数は 100 点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は後述のとおりです。

3. 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査会を行います。

(1) 日時・場所

審査会参加者へ別途通知します。

(2) プレゼンテーション

- ①プレゼンテーションの実施時間は、1 社 5 0 分を予定しています。

(時間配分は入室と準備に 1 0 分、説明は 2 0 分、質疑が 1 0 分、そして退室と審査に 1 0 分の計 5 0 分。)

- ②プレゼンテーションの順番は、参加表明書提出の順とします。

- ③説明者は原則として、提出書類に記載されている管理技術者が行うこととします。

また、会場への入室は 4 人以内とし、その際、身分証を提示して下さい。

- ④パソコン、プロジェクター、スクリーン等を使用して説明しても結構です。

(使用したい場合は、事前に農林課に申し出た場合に限り、使用を許可します。)

- ⑤提案説明は、提出した提案書に沿った内容で行うものとし、当日の変更、新たな資料の配布などは認めません。

- ⑥プレゼンテーションは提案事業者名を伏せて行うため社名は言わないこと。

4. 審査の方法

- (1) 審査会では、提出された企画提案書と審査会におけるプレゼンテーションに対して審査を行います。

- (2) 各審査員は、プレゼンテーション終了後に審査を行い、すべての審査終了後、各審査員の審査結果を集計し、審査員による判定会議を開催して最終的に候補者を決定します。
- (3) 判定会議で決定した候補者については、各参加業者へ通知するものとします。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2社以上ある場合は、会社評価、配置予定技術者評価の合計評価点が高いものから順に候補者を選定します。それでも決まらない場合は、くじ引きとします。

5. 審査基準と評価点数

審査項目	審査基準	評価点数
会社評価	事業者の業務実績	10 点
配置予定技術者評価	担当技術者等の執行体制	10 点
企画提案内容	業務の理解度・取組方針	25 点
	業務実施の的確性・実現性	25 点
	工程計画の妥当性	20 点
見積内容	見積金額及び積算内訳	10 点
合 計		100 点